

南海トラフ地震対策 優良取組事業所認定制度

この認定制度は、南海トラフ地震対策に取り組む事業所の活動を、他の事業所に対し模範として広め、地域の防災力を向上させることを目的としています。

取組に積極的な事業所を、事業継続・社員教育・地域貢献の3つの視点から評価し、基準を満たした事業所を優良取組事業所として認定しています。

認定基準

- ・各評価項目（必須項目及び選択項目）を満たすこと
- ・満たした項目数に応じて、5つ星により評価をします。

事業継続の視点（必須11項目）

- ・中核事業及び重要業務の選定
- ・データ等のバックアップ
- ・水や食糧等の最低限の備蓄 など

※評価項目を満たすには、BCP（事業継続計画）の策定が必要です。

社員教育の視点（必須3項目）

- ・防災研修会の開催
- ・避難訓練の実施
- ・自宅の耐震化や家具の固定の啓発 など

地域貢献の視点（必須1項目＋選択1項目）

- ・災害発生時の地域の復旧活動への参加
- ・所有する施設の避難所等の指定 など



認定を受けることによるメリット

✓ 専門家からのアドバイス

有識者等による審査を行い、それぞれの知見に基づいた意見をとりまとめ、審査結果とともにお知らせします。



より実行性のある BCP へ



✓ CSR活動のアピールが可能

* CSR (Corporate Social Responsibility)：企業の社会的責任

被災時に顧客や従業員等の命を守る体制ができていることや、事業を早期に復旧できる体制であることを県が認定するため、取引時の信頼を得ることが可能です。



企業価値の向上

✓ 各種応援制度の活用

優良取組事業所に認定されれば、各種サービスが受けられます。

- ・防災対策融資の金利優遇
- ・地震保険の引受緩和
- ・BCPの見直しや災害発生訓練の支援
- ・企業経営上の各種課題解決の支援 など

※優遇サービスは変更となる場合があります。

事業所のイメージアップや
防災の取組のアピールに！



認定事業所を応援していただける事業者様を、随時募集しています。

優良取組事業所としての認定期間は、3年間です。満了する年度に更新申請し、引き続き評価項目を満たしていれば、さらに3年間の認定を受けることができます。

詳しくは、高知県南海トラフ地震対策課ホームページ「南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度」をご覧ください。 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/jigyoushonintei/>

《お問い合わせ先》 高知県危機管理部南海トラフ地震対策課 事前復興室 TEL 088-823-9386